

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年6月6日

下関市長 殿

提出者

住 所 福岡市博多区店屋町5-18博多NSビル3F
氏 名 日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社
九州支社 支社長 汐満 哲広
電話番号 092-273-719

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社 九州支社 (下関市内各事業所)
事業場の所在地	下関市内各現場
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業・総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高(前年度実績) 47.6億
③従業員数	45人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥・建設木くず他
	排 出 量	12,560.960 t	432.481t
① 現状	<p>(これまでに実施した取組) 分別収集を積極的に推進し、再生利用に努めている。</p>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥・建設木くず他
	排 出 量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組) 更なる再利用・再資源化を進めることで廃棄物の発生量を抑制する。</p>		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥・建設木くず他	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥・建設木くず他	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	

自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
-----------------------------------	-----	-----

(これまでに実施した取組)

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	

自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
----------------------------------	-----	-----

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類 汚泥・建設木くず他
	全処理委託量	12,560.960 t 432.481t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t

再生利用業者への 処理委託量	12,560.960 t	432.481t
-------------------	--------------	----------

	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥・建設木くず他
	全処理委託量	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2025年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社 九州支社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	建設業・総合工事業
-------------	----------------------------	----------	-----	-------	-----------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項											
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃油	燃え殻																				
	汚泥	317.120	0																		
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	51.901	0																		
	廃プラスチック類																				
廃木くず	紙くず																				
	木くず	12.100	0																		
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
廃物	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	0.140	0																		
	鉛さい																				
	がれき類	12,560.960	0																		
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
13号廃棄物	混廃管理型	51.220	0																		
	計(A)	12,993.441	0	0	0	0	0	0	0	0	12,993.4410	0	0	0	0	12,993.4410	0	0	0	0	0

別紙 1

産業廃棄物の一連の処理の工程

1. 現場で発生する産業廃棄物の種類

【パイプライン建設工事】

(1)

掘削、配管・溶接工事

【廃棄物の種類】

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

(2)

バルブステーション
建築工事

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

2. 産業廃棄物の処理・処分

(1) 委託契約

収集運搬業者及び処分業者への委託、直接契約の締結

(2) 廃棄物処理の流れ



- ① 排出事業者(当社)は、現場で発生した産業廃棄物を、委託契約を締結した収集運搬業者の車両に積み込む。
- ② 収集運搬業者の車両の運転手は、現場で積み込んだ産業廃棄物を、排出事業者が委託契約を締結した中間処分場又は最終処分場に運搬する。
- ③ 中間処分場又は最終処分場は、搬入された産業廃棄物を適正に処分する。
- ④ 基本的には、電子マニフェストを使用するが、紙マニフェストを使用した場合は、収集運搬業者からは B 票、処分業者からは D 票及び E 票の返却を受け、A 票と確認し、保管する。

以上

別紙2

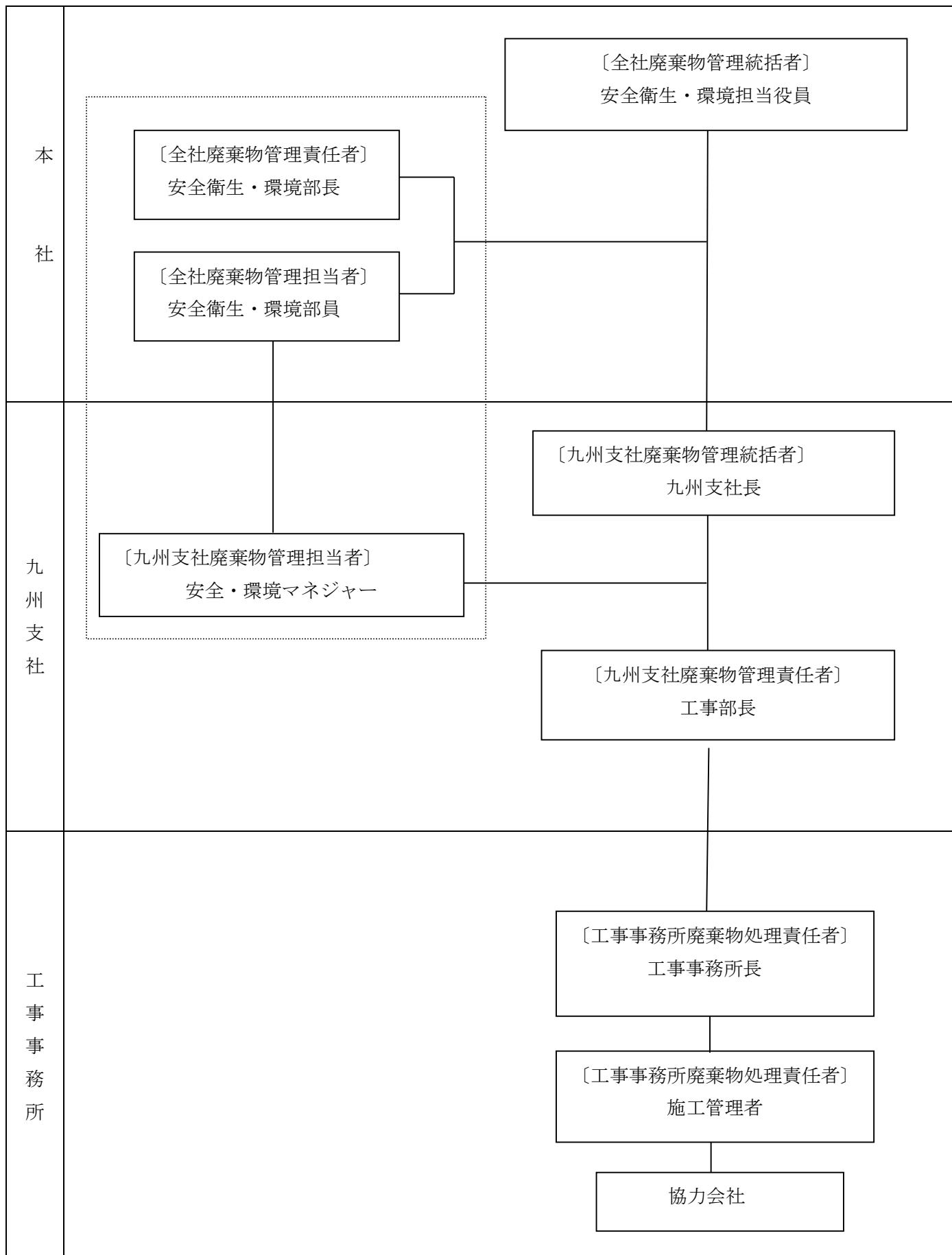
様式第二号の二

〈規則第8条の4の5第2号イ～ヘ関係〉

産業廃棄物

イ 計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
廃棄物処理に関する管理組織図 別紙3の通り	
ハ 産業廃棄物の排出抑制に関する事項	
工構法の改善、余剰材の削減による排出抑制の取組 <ul style="list-style-type: none">・ 工構法の改善 ----- プレハブ化、ユニット化・ 余剰材の削減 ----- 資材梱包の簡素化 ボード類のプレカット	
ニ 産業廃棄物の分別に関する事項	
特定建設資材廃棄物の分別の徹底 <ul style="list-style-type: none">・ 分別ボックスの設置・ 分別ボックスに廃棄物の種類の表示を徹底・ 協力業者作業員に対し、分別収集の徹底を指導	
ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項	
特定建設資材廃棄物については、工事の規模を問わず再資源化に努める。 <ul style="list-style-type: none">・ 現場内再利用、他現場再利用に努める・ 再資源化施設、中間処理施設への搬入の徹底・ リサイクルルートの確保・ 再生利用認定制度等の利用	
ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項（産業廃棄物の分別及び再生利用に関する事項を除く）	
<ul style="list-style-type: none">・ 電子マニフェストの使用促進を図る。・ 優良な収集運搬会社、処理会社への委託により、不適正処理を排除する。・ マニフェストB2、D、E票を確実に回収し、運搬、中間処理、最終処分の終了を確認する。	

日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社の廃棄物管理体制



廃棄物管理基準抜粋

責 任 者	役 割
<p>【本 社】</p> <p>[全社廃棄物管理統括者] 取締役常務執行役員 (安全衛生環境管掌役員)</p> <p>[全社廃棄物管理責任者] 安全衛生・環境部長</p> <p>[全社廃棄物管理担当者] 安全衛生・環境部員</p>	<p>第6条 全社廃棄物管理統括者の責務</p> <p>1) 全社における廃棄物管理は、全社廃棄物管理統括者の責任においてこれを行う。</p> <p>2) 全社廃棄物管理統括者は、全社廃棄物管理責任者に全社における廃棄物管理に関する次の各号に掲げる業務を遂行させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全社廃棄物管理方針の策定 (2) 廃棄物管理体制の整備 (3) 本基準および廃棄物処理マニュアル等の整備ならびに維持管理 (4) 廃棄物処理に関する関係法令および行政庁の指導内容の情報収集と社内への伝達 (5) 社員への廃棄物処理に関する教育、啓発の実施 (6) 支社・事業部の処理実績の把握および記録の保管 (7) 支社・事業部に対する実務の支援、指導 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子マニフェスト使用促進の支援 ・GENESYS-ECO システムの使用支援 ② 行政官庁報告の支援 「産業廃棄物多量排出事業者処理計画書、実施状況報告書」 「管理票交付等状況報告書」 (8) その他、全社における廃棄物管理に関する必要な事項
<p>【九州支社】</p> <p>[廃棄物管理統括者] 支社長</p> <p>[廃棄物管理責任者] 工事設計部長</p> <p>[箇所廃棄物管理担当者] 安全環境マネジャー</p>	<p>第8条 九州支社廃棄物管理統括者の責務</p> <p>1) 廃棄物管理は、都市ガス事業部廃棄物管理統括者の責任においてこれを行う。</p> <p>2) 廃棄物管理統括者は、廃棄物管理責任者を任命し、九州支社における廃棄物管理に関する次の各号に掲げる業務を遂行させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支社内への全社廃棄物管理方針の周知 (2) 支社内への廃棄物管理体制の整備 (3) 支社内への本基準及び廃棄物管理マニュアル等の周知 (4) 支社内への廃棄物処理に関する関係法令及び行政官庁の指導内容の周知 (5) 社員への廃棄物処理に関する教育、啓発の実施 (6) 九州支社の処理実績の把握と安全・環境部への報告 (7) 九州支社が主管する工事事務所に対する実務の支援、指導 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子マニフェスト使用促進の支援 ・GENESYS-ECO システムの使用支援 ② 行政官庁報告の支援 ③ 産業廃棄物処理委託業者の調査・選定

	<p>④ 工事完了後の「処理委託契約書」「マニフェスト」「再資源化等報告書」等の保管</p> <p>(8) その他、都市ガス事業部における廃棄物管理に関する必要な事項</p>
<p>【工事事務所】</p> <p>[廃棄物処理責任者]</p> <p>工事事務所長</p> <p>[廃棄物処理担当者]</p> <p>施工管理者</p>	<p>第9条 工事事務所等廃棄物処理責任者の責務</p> <p>1) 工事事務所廃棄物処理責任者は、工事事務所等における廃棄物管理に関する次の各号に掲げる業務を遂行する。</p> <p>(1) 廃棄物処理計画の作成</p> <p>① [GENESYS-ECO]マニフェスト情報マスタ登録シートの作成・登録</p> <p>② 発注者への「建設リサイクル法」に関する計画書作成・届出</p> <p>(2) 廃棄物管理体制の作成・掲示</p> <p>(3) 廃棄物の減量化と適正処理の実施</p> <p>(4) 廃棄物処理委託契約の締結</p> <p>(5) 廃棄物処理施設と処理状況の確認</p> <p>(6) 電子マニフェストの使用促進</p> <p>・ GENESYS-ECO システムの登録</p> <p>(7) 紙マニフェストの適正管理（交付、戻り確認、5 年間保存）</p> <p>(8) その他、工事事務所における廃棄物処理に関する必要な事項</p>

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 6日

下関市長 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市博多区店屋町5-18博多NSビル3F
氏 名 日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社
九州支社 支社長 汐満 哲広

電話番号 092-273-7190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社 九州支社(下関市内各事業所)		
事業場の所在地	下関市内各現場		
事業の種類	建設業・総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日		

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	15,000 t	全処理委託量	15,000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

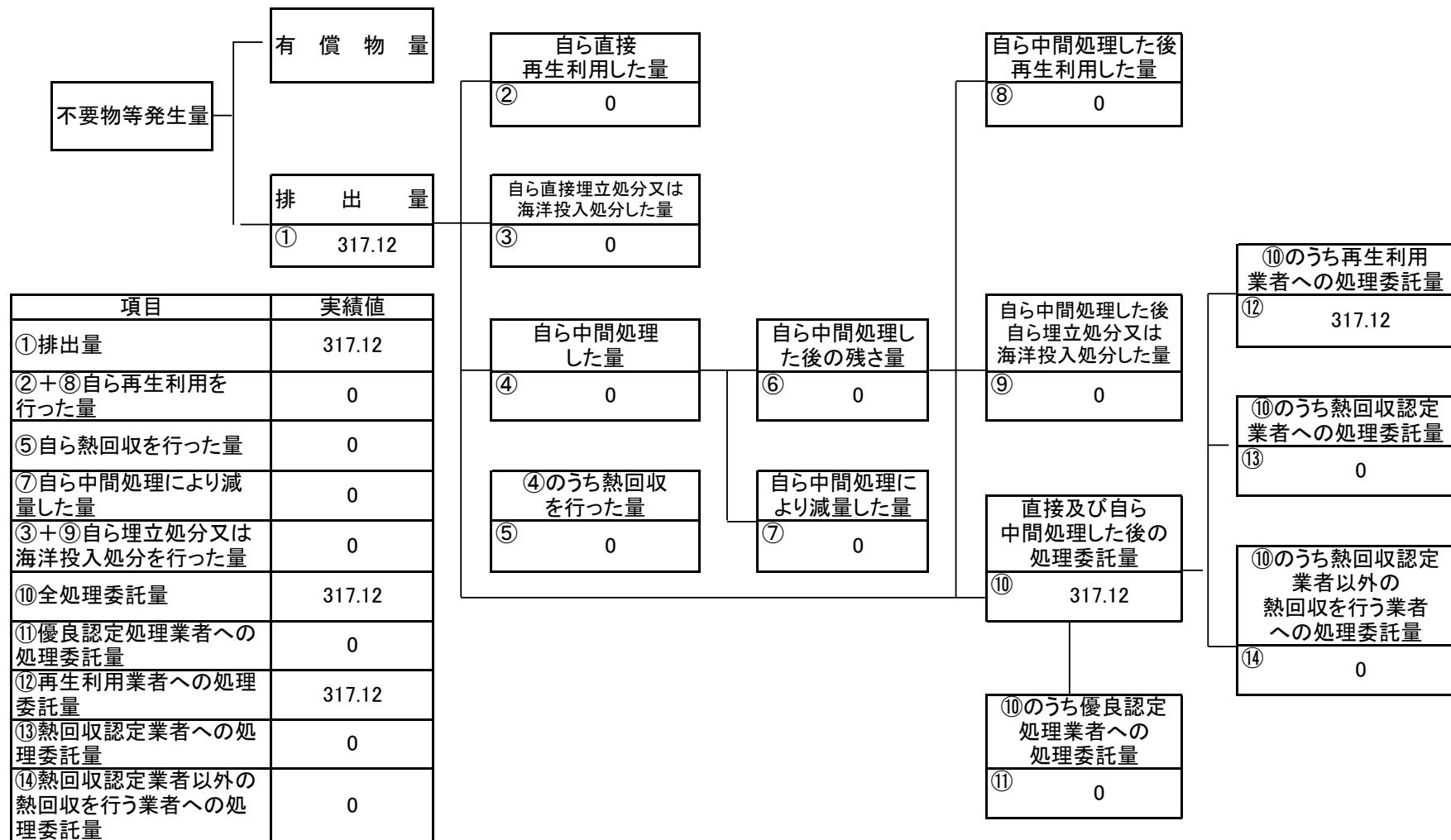
多量排出事業者 名 称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社九州支社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	建設業・総合工事業
-------------	---------------------------	----------	-----	-------	-----------

①修出量	実 番						
	2~4名自ら選 択した業者に 向けて行 った量	5名自ら選 択した業者に 向けて行 った量	7名自ら中間業 者により選択し た量	3~5名自ら選 択した業者に 向けて行 った量	8名自ら選 択した業者に 向けて行 った量	10名自ら選 択した業者に 向けて行 った量	12名自ら選 択した業者に 向けて行 った量
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
317,120	0,000	0,000	0,000	0,000	317,120	0,000	317,120
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
51,901	0,000	0,000	0,000	0,000	51,901	0,000	51,901
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
12,100	0,000	0,000	0,000	0,000	12,100	0,000	12,100
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,140	0,000	0,000	0,000	0,000	0,140	0,000	0,140
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
12,560,960	0,000	0,000	0,000	0,000	12,560,960	0,000	12,560,960
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
51,220	0,000	0,000	0,000	0,000	51,220	0,000	51,220
0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
12,993,441	0,000	0,000	0,000	0,000	12,993,441	0,000	12,993,441

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

)

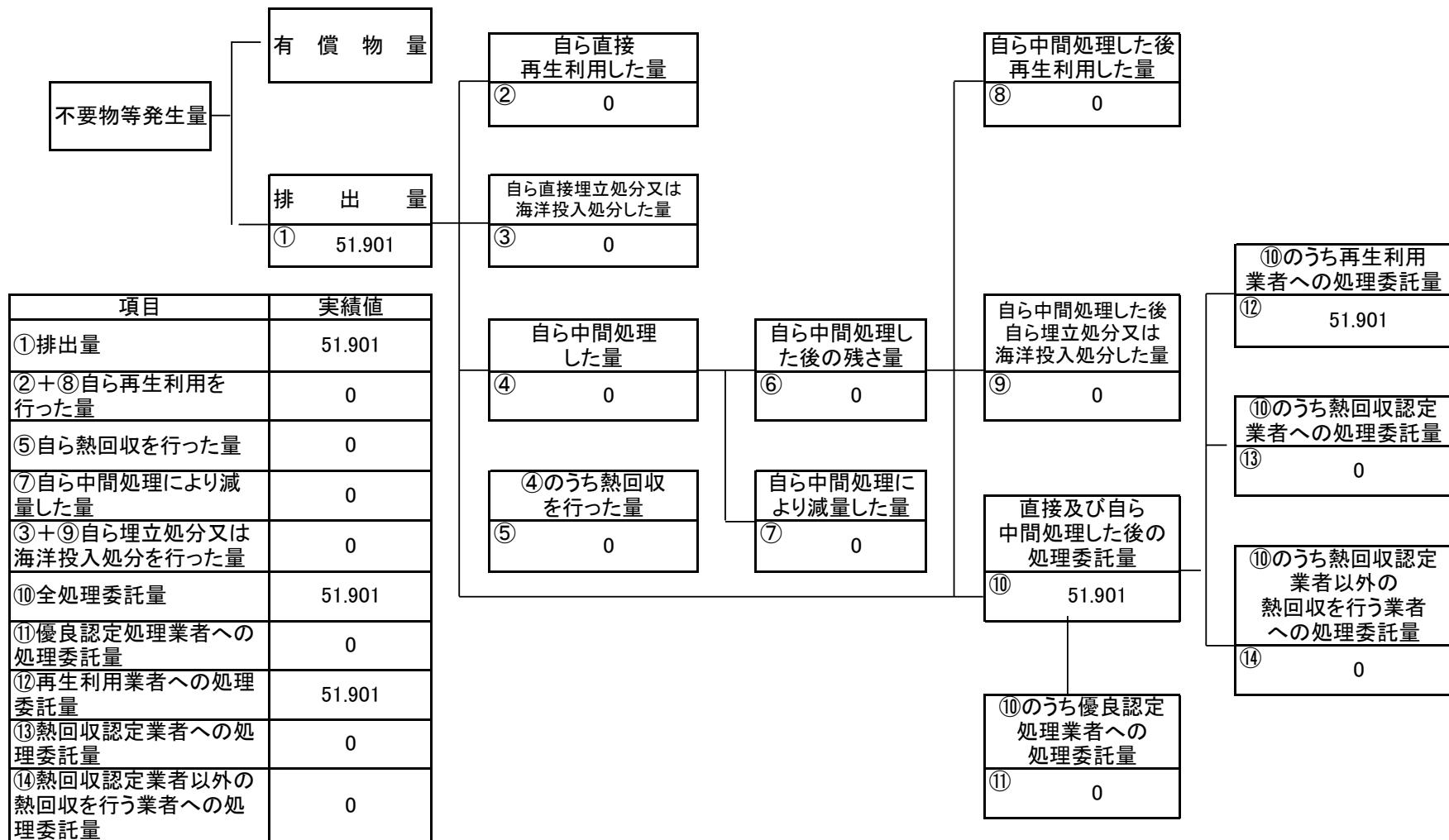


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)

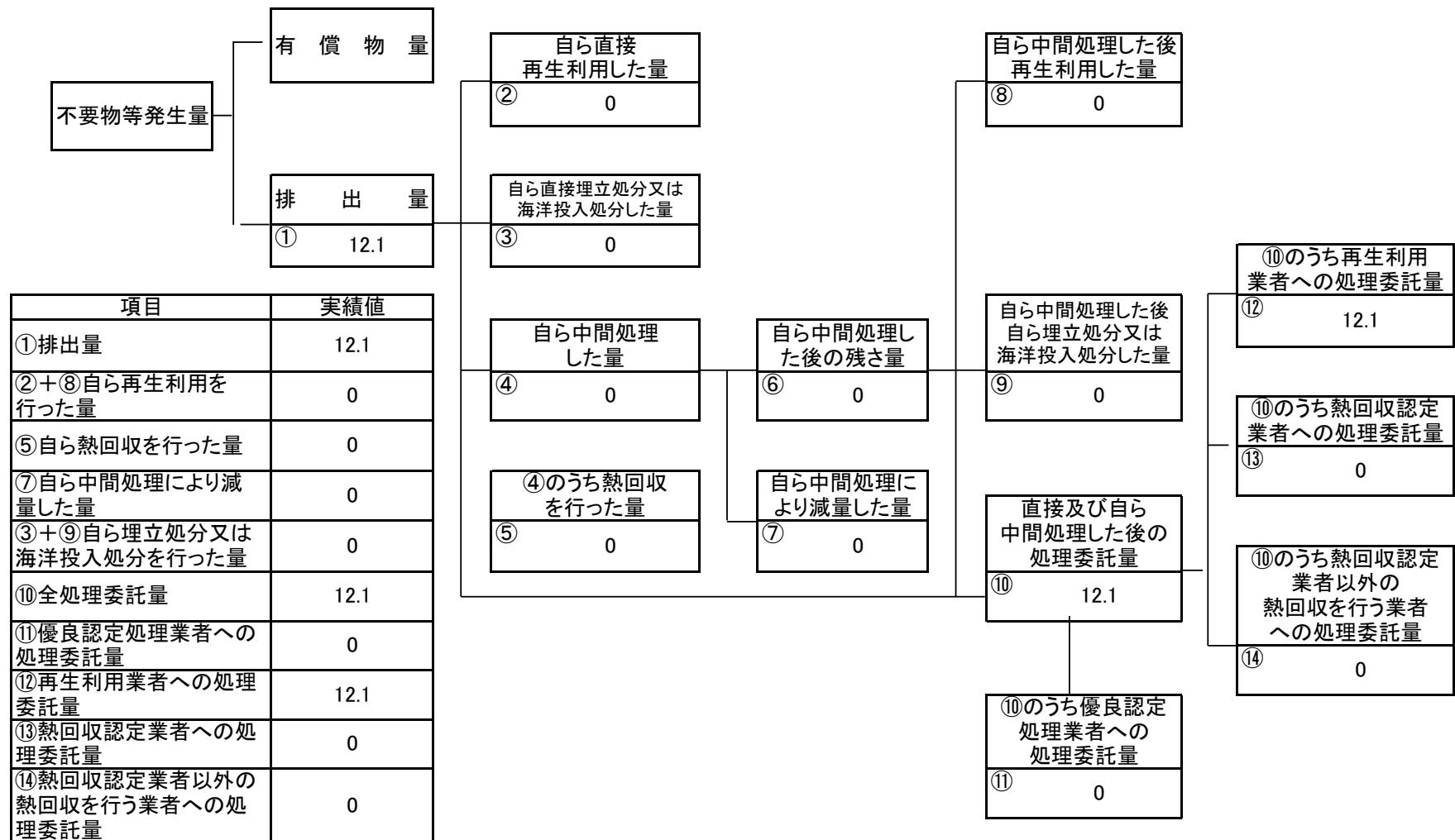


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

)

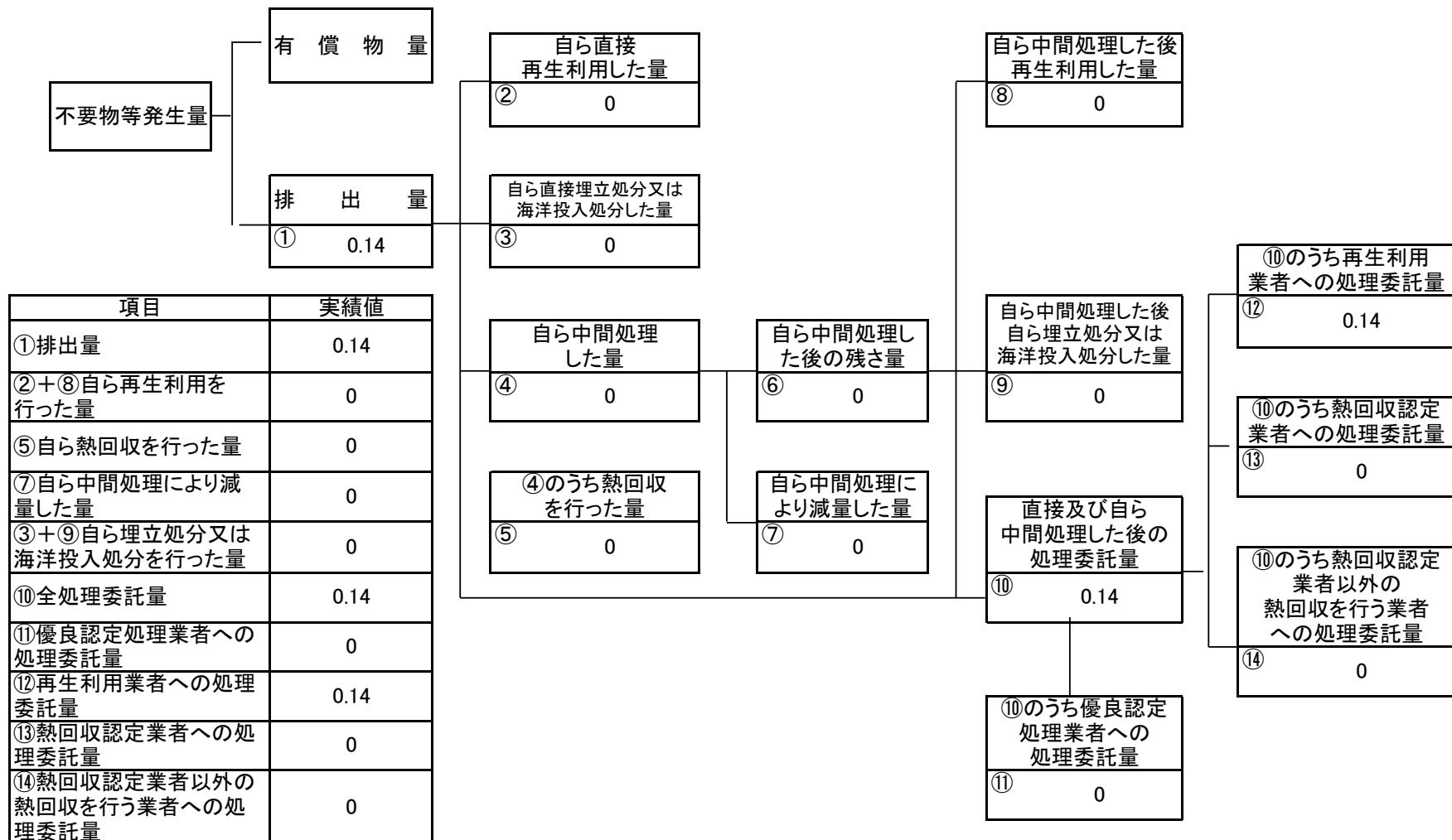


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず)

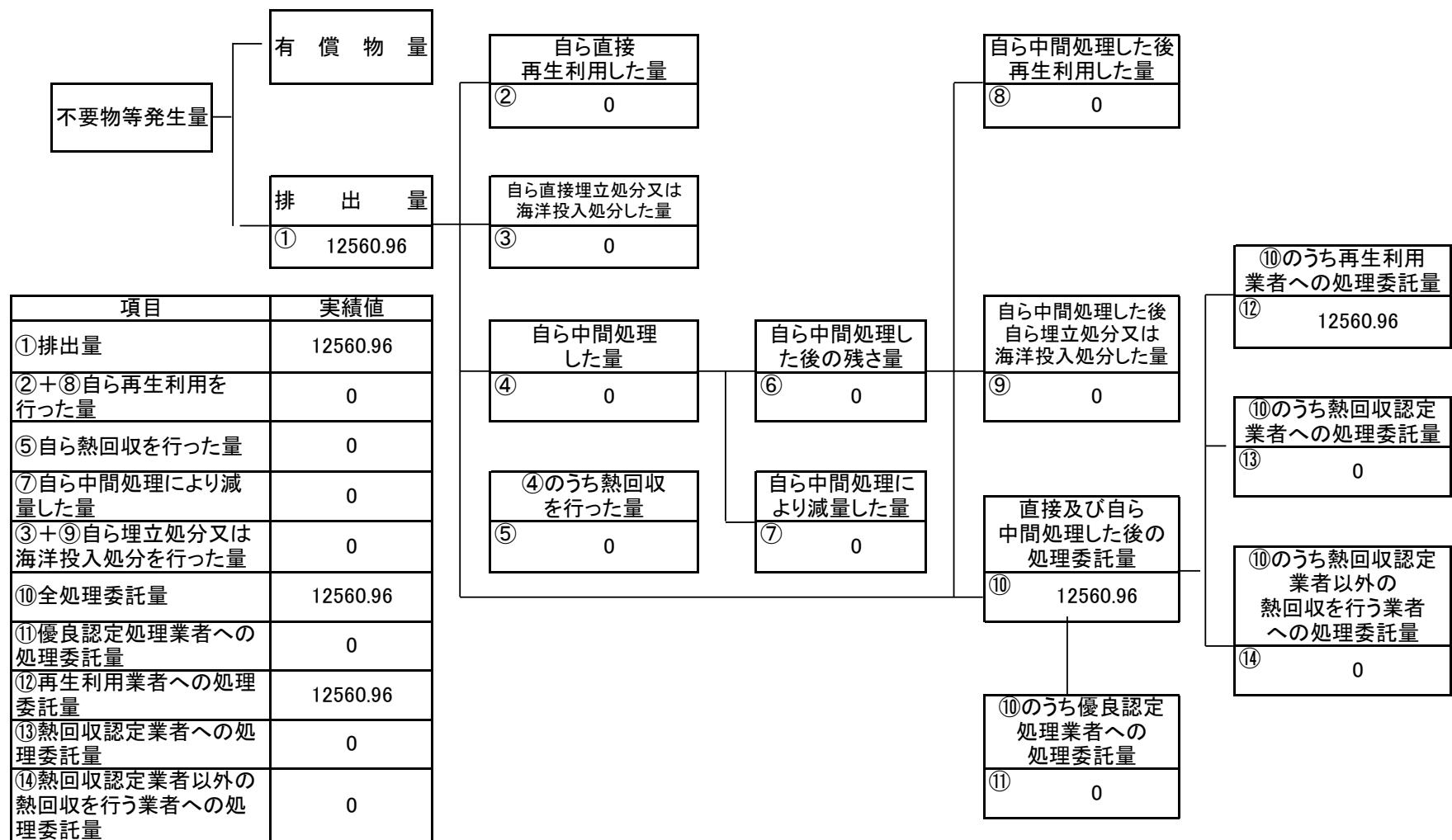
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)

)

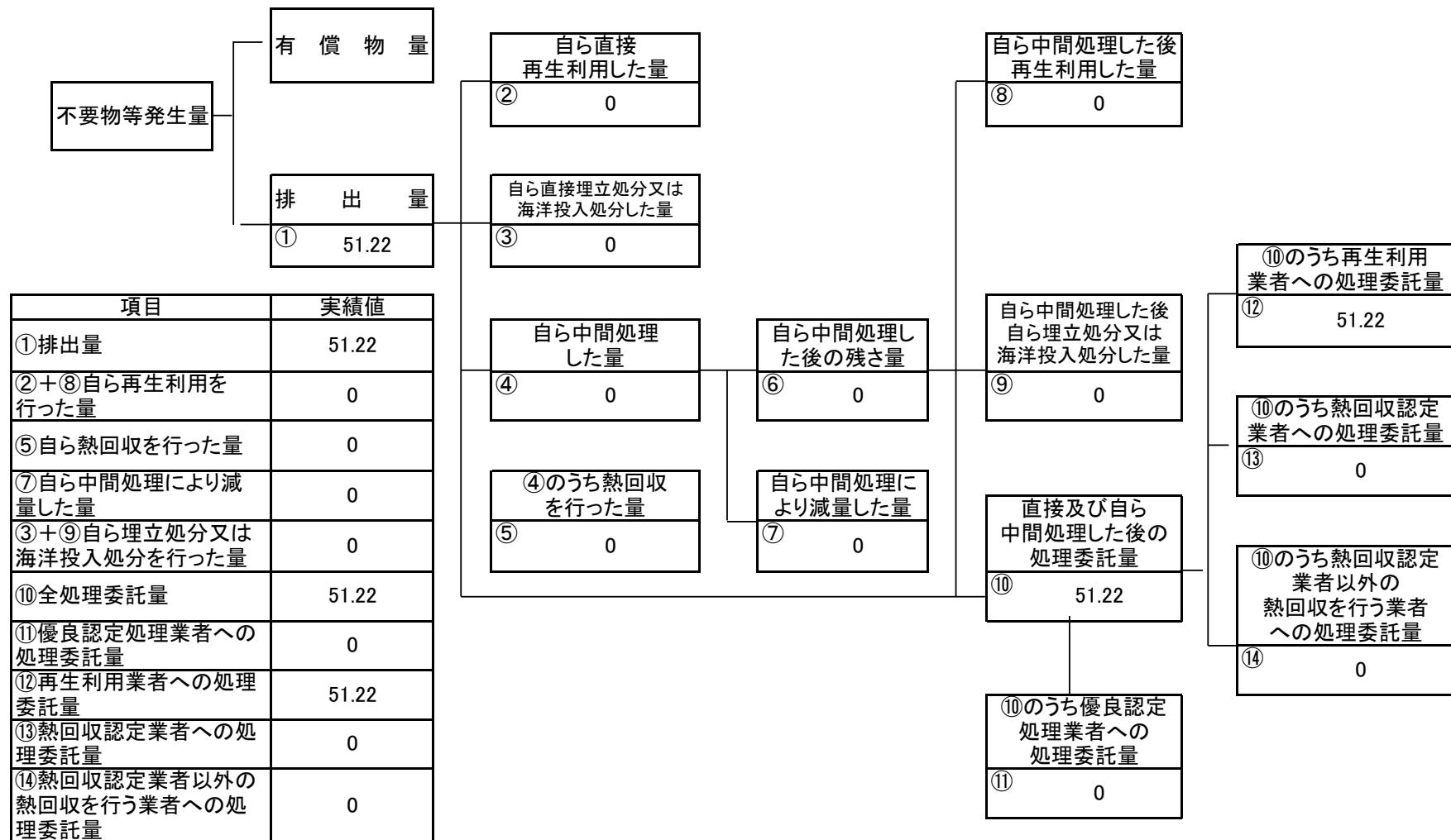


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混廃(管理型))

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載□した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。